

公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター会員の就業期間に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の長期にわたる就業を是正し、公平かつ適正な就業の機会を提供するため、その就業期間に関する必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この要綱において対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、概ね就業日数が月平均8日以上かつ就業時間が月平均40時間以上の継続業務とする。ただし、施設管理等の就業期間は、既に定めている「施設管理等の就業期間に関する要綱」による。

(就業期間)

第3条 前条の同一発注者の同一業務に対して継続できる就業期間は5年とする。

2 前項に定める就業の満了日は、就業期間に達した後の9月末日とする。

(就業期間の延長)

第4条 前条の規定にかかわらず、発注者の要望等、理事長がやむを得ないと認めた場合は、5年を超えて就業を延長することができる。

2 前項に定める就業の延長期間は、原則として1年とする。

(満了通知等)

第5条 前2条の規定により就業期間に達する会員に対しては、満了日の3か月前までに就業期間満了予告を文書で通知する。

2 前項の規定により就業を交代する会員に対しては、満了日の1か月前までに就業期間満了通知を文書で通知する。

(適性評価の実施)

第6条 対象業務に就業する会員のうち満78歳を超えた者については、毎年度に常務理事（事務局長）等が面接により適性等の評価を行ってから更新する。

(新たに対象業務に就業する会員の要件)

第7条 新たに対象業務に就業することができる会員は、原則として、過去に同一発注者の同一業務に就業していない者とする。

2 就業する者の決定においては、以下の要件を満たす者とする。

- (1) センターの事業の基本理念及び目的を理解し、賛同する者であること
- (2) センターの事業に対して積極的及び協力的であること
- (3) その業務にふさわしい能力及び接客マナー等を身に付けていること
- (4) その業務にふさわしい健康状態であること
- (5) その業務に関する諸条件を承諾できること

(就業の終了)

第8条 理事長は、就業規程第9条に定めるもののほかに、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、就業を終了させることができる。

- (1) 就業困難と認められる健康状態である場合
- (2) その業務を誠実に履行できない場合
- (3) その業務に必要な能力・接客マナー等が明らかに不足しており、指導を行っても改善が認められない場合
- (4) その他、客観的に見て、就業者として不適格と認められる場合

(複数就業の禁止)

第9条 会員は、原則として、2以上の継続業務（施設管理等を含む）に就業することはできない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日において、既就業期間が5年以上の就業者は平成26年9月末日をもって満了とする。

3 施行日において、既就業期間が5年未満の者は、第3条の規定に関わらず、既就業期間を含めて継続できる就業期間を6年（1年間延長）とし、この就業期間に達した後の9月末日をもって満了とする。